■ くるみん認定企業やプラチナくるみん認定企業、トライくるみん認定企業が公共調達で有利になります。

各府省等が**総合評価落札方式または企画競争による調達**によって公共調達を実施する場合は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた企業（**くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業**）などを**加点評価**するよう国の指針において定められています※1。

また、地方公共団体も国に準じた取組を実施するよう努めることとされています。

公共調達における加点評価の仕組みは、各府省等において平成２８年度に開始しています。

なお、厚生労働省においては、平成２８年１０月１日に制度が開始されています。

個別の調達案件における加点評価については、各調達案件の担当にお問い合わせください。

公共調達における加点評価のポイント

各府省等は、公共調達において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を積極的に評価し、これらの企業の受注機会の増大を図る観点から、総合評価落札方式または企画競争による調達を行うときは、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定することとしています。

- くるみん認定企業やプラチナくるみん認定企業、トライくるみん認定企業などの評価項目である「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」が総配点に占める評価割合を定めた上で、くるみん認定企業やプラチナくるみん認定企業、トライくるみん認定企業の配点を定める※2。

＜内閣府が示している参考配点例＞
（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業分）

評価項目例	認定の区分※3※4	総配点に占める割合（評価の相対的な重要度等に応じ配点）＜配点例＞			
		１２%の場合	10%の場合	７%の場合	５%の場合
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	プラチナくるみん	１２%	１０%	７%	５%
	くるみん（現在のマーク）	１０%	８%	６%	４%
	くるみん（R4改正前マーク）	７%	６%	４%	３%
	トライくるみん	６%	５%	４%	３%
	くるみん（H29改正前マーク）	５%	４%	３%	２%

※１　「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（内閣府ホームページ）
https://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html

※２　配点割合も含めた加点評価の詳細については、契約の内容に応じ、公共調達を行う各府省等において定められます。

※３　女性活躍推進法や若者雇用促進法に基づく認定など、複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高いものにより加点が行われます。

※４　プラスの認定による加点はありません。

■両立支援等助成金について

〇両立支援等助成金（育児休業等支援コース（業務代替支援））について、事業主初の当該助成金申請対象者の育児休業復帰後、６か月が経過する前までにくるみん認定を受けた企業は、一の年度の上限人数（１０人）にかかわらず、１企業当たり令和８年度まで延べ５０人までを限度に受給することができます。詳細は以下のURL、QRコードよりご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

内閣府からのお知らせ
■「くるみん助成金」について

〇「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」を受けた中小企業（常時雇用する労働者が３００人以下）に対し、上限５０万円の助成金を支給する「くるみん助成金（中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業（内閣府所管助成事業））もぜひご活用ください（令和３年１０月から令和９年３月まで）。※「トライくるみん認定」は対象外です。

〇事業の詳細については、以下のURL、QRコードよりご覧いただくか、一般財団法人女性労働協会へお問い合わせください。

くるみん助成ポータルサイト　https://kuruminjosei.jp/

■働き方改革推進支援資金について

〇「次世代育成支援対策推進法」に基づき、一般事業主行動計画の届出義務のない企業（常時雇用する労働者が１００人以下）や、このうち、くるみん認定企業が、一定の要件を満たした場合に、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）が実施する「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する場合、基準利率から引き下げを受けることができます。

〇働き方改革推進支援資金の詳細については、以下のURL、QRコードよりご覧いただくか、日本政策金融公庫へお問い合わせください。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html

Q **認定・特例認定マークは何に表示できますか。**

A

以下のものに使用することができます。
①商品（商品パッケージなど）またはサービス（サービス提供時に着用する制服など）
②商品、サービスまたは事業主の広告（新聞折込広告など）
③商品またはサービスの取引に用いる書類または通信（名刺、封筒、FAX送信票など）
④事業主の営業所、事務所、その他事業場（事業所の看板など）
⑤インターネットを利用して公衆の閲覧に供する情報（自社のホームページなど）
⑥労働者の募集のための広告または文書（ハローワークの求人票にも掲載できます）